

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会  
スポーツクライミング競技会に関する公認規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、「本協会」という。）が行う公認について定める。

(定義等)

第2条 公認とは、第3条に規定する要件を満たす競技会について、審査の上、当該競技会を本協会が公に認めることをいう。

2 公認された競技会は、日本代表選考大会の予選大会に指定することがある。

(公認の要件)

第3条 公認の申請のためには、原則として、以下の要件を充足しなければならない。

- (1) 競技会の事業計画・収支予算書を提出すること
- (2) 競技会において少なくとも決勝が、IFSC (International Federation of Sport Climbing) 又は本協会の規定するルール等に基づき行われること
- (3) 競技会におけるチーフルートセッター、チーフジャッジは、本協会のA級又はB級の公認資格を有する者とする
- (4) 競技会の規模が本協会の定める基準を充足すること
- (5) 競技会の実施にあたり、安全上及び公衆衛生上の適切な措置、事故防止、救護体制及び補償措置について適切な措置がとられていること
- (6) 競技会の収支において不足があった場合には、本協会は一切の負担をせず、競技会主催者等が負担することを誓約すること
- (7) その他、本協会が定める要件を充足すること

(公認申請・同審査)

第4条 公認の申請には、所定の様式の申請書によらなければならない。

2 前項の公認の申請を受けて、本協会は審査の上、書面又は電子メールにて結果を通知する。

(公認料等)

第5条 公認料は、5万円とする。

2 公認料は、公認の通知が到着後、2週間以内に本協会指定の預金口座に振り込む方法で支払う。

(事業報告等)

第6条 公認競技会終了後、1ヶ月以内に、事業報告書及び収支報告書を提出しなければならない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

平成29年11月12日から施行する。